

小田原市国基準訪問型サービス（旧来の介護予防訪問介護相当）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A 2	1111	訪問型独自サービスⅠ（※1）	イ 訪問型サービス費（独自） （Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 1,172単位	1,172	1月につき
A 2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,055	
A 2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	（Ⅰ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 39単位	39	1日につき
A 2	2114	訪問型独自サービスⅠ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	35	
A 2	1211	訪問型独自サービスⅡ（※2）	ロ 訪問型サービス費（独自） （Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 2,342単位	2,342	1月につき
A 2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,108	
A 2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	（Ⅱ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 77単位	77	1日につき
A 2	2214	訪問型独自サービスⅡ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	69	
A 2	1321	訪問型独自サービスⅢ（※3）	ハ 訪問型サービス費（独自） （Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 3,715単位	3,715	1月につき
A 2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3,344	
A 2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	（Ⅲ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 122単位	122	1日につき
A 2	2324	訪問型独自サービスⅢ・日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	110	
A 2	2411	訪問型独自サービスⅣ（※4）	ニ 訪問型サービス費（独自） （Ⅳ）	事業対象者・要支援1・2（週1回程度） 267単位	267	1回につき
A 2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	240	
A 2	2511	訪問型独自サービスⅤ（※5）	ホ 訪問型サービス費（独自） （Ⅴ）	事業対象者・要支援1・2（週2回程度） 271単位	271	1回につき
A 2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	244	
A 2	2621	訪問型独自サービスⅥ（※6）	ヘ 訪問型サービス（独自）（Ⅵ）	事業対象者・要支援2（週2回を超える程度） 286単位	286	1回につき
A 2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	257	
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算		1回につき
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算		1回につき
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算		1回につき
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ト 初回加算		200単位加算	200
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	チ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位加算	100
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位加算	200
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A 2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A 2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A 2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000	1月につき
A 2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000	

(※1) 週1回程度の利用を想定する者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。

(※2) 週2回程度の利用を想定する者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。

(※3) 週2回を超える利用を想定する者で、提供回数が12回/月を超える場合に使用。

(※4) 週1回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が5回/月を超える場合は、「1111(1,172単位)」を使用。

(※5) 週2回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回/月を超える場合は、「1211(2,342単位)」を使用。

(※6) 週2回を超える利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求。ただし、提供回数が12回/月を超える場合は、「1321(3,715単位)」を使用。